

平 18.2.17
総 38—2
基礎小 47—2

平成 18 年 2 月

税制調査会海外視察報告

—アメリカ—

税 制 調 査 会

税制調査会海外視察報告（アメリカ）

I. 日程等

1. 日程

平成18年1月29日（日）～2月5日（日）（ワシントン・ボストン）

2. 出張者

石 弘光	会長
中里 実	特別委員
羽生 雄一郎	総務省自治税務局都道府県税課課長補佐
坂本 成範	財務省主税局調査課課長補佐

3. 訪問先

[ワシントン]（1月30日（月）～2月2日（木））

（米国政府・議会関係）

- ・ 財務省
- ・ 内国歳入庁（I R S）
- ・ 大統領経済諮問委員会（C E A）
- ・ 両院合同租税委員会

（税制改革諮問委員会関係）

- ・ フレンツェル諮問委員会委員（元下院議員）¹
- ・ カプラー諮問委員会事務局長（国家経済評議会大統領経済特別顧問）

（外部有識者）

- ・ ブルッキングス研究所（アーロン博士）
- ・ アーバン研究所（ストール博士）
- ・ ジョージタウン大学パールマン教授
- ・ 国際通貨基金（I M F）

[ボストン]（2月3日（金））

（税制改革諮問委員会関係）

- ・ ポーター諮問委員会委員（マサチューセッツ工科大学教授）

（外部有識者）

- ・ ハーバード大学ロースクール
(ハーベリン教授、カブロー教授、オルドマン教授)

¹ フレンツェル委員については、先方の都合により、今次出張期間中の面会がキャンセルとなつたため、別途、在米国大使館を通じて見解を聴取した。

II. 今次出張調査における問題意識

今次出張調査においては、昨年11月1日に公表された税制改革諮問委員会の報告書について、以下の問題意識をもとに、調査を行った。

- ・米国では財政赤字が拡大しており、また、今後、社会保障費の増大も見込まれるが、歳入中立の税制改革とする理由如何。
- ・今回の報告では税制の簡素化に主眼が置かれているが、税制の簡素化のメリット如何。
- ・今回の報告においては、税制改革により、どのようにして経済成長の促進を図る考え方か。
- ・個人所得課税に関する提案の考え方如何。諸控除の整理・統合や代替ミニマム税の廃止などの提案は、どのような考え方に基づくものか。
- ・法人所得課税に関する提案の考え方如何。
どのようにして税制による経済への歪みを是正し、経済成長を目指していくのか。
- ・消費を課税ベースとする考え方を取る場合（例えば、本報告における提案の第②案「成長及び投資促進税制案」）の金融所得課税の在り方について、どのように考えるのか。
- ・諮問委員会では、付加価値税の導入についても深度ある検討を行っているが、最近における付加価値税の導入をめぐる議論の動向如何。また、将来の方向性如何。

III. 訪問先の注目すべきコメント²

1. 税負担水準と「歳入中立」の税制改革との関連

- ・米国の現在の財政赤字は、イラク戦費調達やハリケーン復興費用などの一時的な歳出増によるものであり、今後税負担を増やすとともに、歳出削減により、財政赤字の縮減は可能である。（財務省）
- ・現政権は税負担の引上げには否定的であり、現時点では、政治的に税負担の引上げは困難。（CEA）
- ・税制改革諮問委員会が使用している政府の歳入見積りは、ブッシュ減税（現行法上 2010 年までに期限切れ）が恒久化することを前提として、現行法より低く見積もられている点で問題である。また、提案には、中長期的にみて歳入減となるものも含まれている。従って、提案を実施すれば、現行法と比較して歳入減となり、財政赤字拡大の問題が生じる。（IMF、合同租税委員会、ブルッキングス研究所）
- ・将来的な社会保障給付の増大を見込んで、税負担を引き上げるべきであり、そのための手段として付加価値税（VAT）を導入すべき。（パールマン教授、ブルッキングス研究所）

2. 簡素化

- ・税制の複雑さによる申告そのものの負担は、申告用のソフトウェアがあるのでそれ程のものではなく、むしろ、申告のために記録をつける(record keeping)ことの負担が大きい。（IRS）
- ・複雑な税制の問題点は、納税者の申告に係る負担そのものよりも、複雑な税制を利用した多種多様な節税方法が存在することにより、経済全体として巨大な経済的損失が生じていることの方がずっと大きい。米国経済全体としてみれば、節税スキームのために無駄な取引を行うことによって、毎年数十億ドルにも上る無駄なコストがかかっている。（カブロー教授）
- ・政策手段として、補助金等の措置ではなく、税制上の優遇措置を用いると、政府の大きさが小さく見えて政治的に受け入れられやすいため、こうした租税優遇措置が積みあがってしまい、税制が複雑となっている。（合同租税委員会）

3. 経済成長

- ・減税余地がないもとで、税制改革により経済成長を図るために、現状の政策税制（税による補助金）をできる限り撤廃し課税ベースを拡大して、それを財源として限界税率（特に投資所得に対する限界税率）を引き下げることが手段となる。したがって、無駄な「税による補助金」を見つけ出して、これを撤廃していくことが重要である。（IMF、財務省、合同租税委員会）
- ・ただし、現在においては、昔と比べると、課税ベース拡大によって税率を引き下げられる余地は少ない。（CEA）

² 本章は、今回の海外出張調査の訪問先において聴取した内容を出張者の責任において取りまとめたものである。なお、括弧書きは訪問先を記している。

4. 個人所得課税（人的控除と概算控除の一体化・税額控除化等）

- ・ もともとは、所得控除は担税力の減殺への対応、税額控除はインセンティブとして、理論的にその役割が異なるとの考え方があった。しかし、寄付金控除など現存する所得控除にしても必ずしも担税力の減殺として説明できるものでもないことから、現在では、こうした理論的な区別はあまり考えられていない。（パールマン教授）
- ・ こうしたことから、低所得者であっても高所得者であっても税負担に与える影響が同額となる税額控除を、公平性及び税負担の累進性の確保の観点から活用すべきという考え方となっている。（合同租税委員会、パールマン教授）
- ・ 本報告書による提案では、住宅ローン控除については低所得者の住宅保有を促進する観点から税額控除化した一方、慈善寄付金控除については、寄付を行うのは高所得者が多いことから高所得者にインセンティブを与えるために、現行通り所得控除とした。（ポターバ諮問委員会委員）
- ・ 税額控除を給付可能(refundable)なものとすることは、課税最低限以下の所得階層に対しても税負担の累進性を確保する上で有効である。（IMF）ただし、給付可能な税額控除は、これを悪用した詐欺が横行するなど執行が難しく、本当に給付が必要な層に給付がいかなくなっている。（IRS）
- ・ 概算控除は、もともとは、個別の経費の積み上げに代替するものという位置付けが明確であったが、現在では、こうした位置付けは薄れており、単に課税最低限を構成する控除の1つに過ぎないとみられている。こうしたこと背景に、人的控除と概算控除の一本化も提案されてきている。（パールマン教授）

5. 法人所得課税

- ・ 経済成長のためには、業界に対する補助金と化している税制上の優遇措置を廃止し、それを財源に法人税率を引き下げることが重要である。（IMF、財務省、合同租税委員会）
- ・ もっとも、1986年のレーガン税制改革においては、投資税額控除をやめて法人税率を引き下げた結果、新規の投資に対する限界税率が上がったことから、成長促進という面から賛否両論があった。（合同租税委員会）
- ・ 米国においては、各種組織形態（C法人かパートナーシップか等）間で税制上の扱いが異なることから、事業体選択や投資を行う上で大きな歪みが生じている点が問題となっている。（ポターバ諮問委員会委員）

6. 消費を課税ベースとする税制と金融所得(利子・配当・キャピタルゲイン)課税

- ・ 本報告書においては、税制の基本的考え方として、所得を課税ベースにする考え方と、消費を課税ベースにする考え方との2通りがあることを指摘している。(財務省)
- ・ 本報告書の議論では、「消費を課税ベースとする税制」とは、①個人の金融所得(利子・配当・キャピタルゲイン)に課税しないことと、②法人課税において設備投資の費用化と支払利子を損金算入しないこと、を併せて行うこと、がその本質であると考えられている。(パールマン教授)
- ・ 消費を課税ベースとする考え方をとるとしても、金融所得への課税を完全にゼロとするのは公平の観点から難しい。したがって、諮問委員会報告でも、税制の簡素化、貯蓄・投資の促進、二重課税の排除等の観点から、金融所得に課税すべきでないという主張と、公平性確保のために十分な課税が必要であるという主張との間の妥協として、金融所得に対する15%の軽減税率が提案されている。(CEA、アーバン研究所、合同租税委員会、IMF)
- ・ 経済成長への影響という観点からは、金融所得への税率を低くすることが望ましい。もっとも、モデルによる過去の研究成果をみると、金融所得への税率をゼロにするのが必ずしも経済成長を最大化するというわけではない。労働所得に対する税率を高めないためにも、金融所得に軽減税率で課税した方が経済的にも望ましいとした研究がある。(アーバン研究所)

7. 付加価値税(VAT)

- ・ 今回の税制改革諮問委員会においても、VATの導入が真剣に議論された。(諮問委員会事務局長)
- ・ 過去、レーガン税制改革(86年)の時にVAT導入が検討された頃に比べると、現在においては、VAT導入の支持者が経済学者を中心に大幅に増加している。(パールマン教授)
- ・ VATは米国においては新税の導入であり、将来的な税率の引上げによる税負担の増大につながるという警戒心が現在においても共和党を中心にかなり強い。(CEA、財務省)
- ・ 今後、社会保障給付を賄うために増税が必要とのコンセンサスが得られた時点で、米国でもVATの導入に踏み切る可能性が強い。(パールマン教授、ハーベリン教授)
- ・ 米国では、州に小売売上税があるので、連邦の消費税(付加価値税)は難しいという面がある。(CEA)
- ・ 米国民は、VATが経済効率的であることに気づいており、政治的には問題はあるものの、今後、VATの導入の議論は十分あり得る。(ポターバ諮問委員会委員)

IV. 背景説明³

1. 歳入中立

諮問委員会設置時に、ブッシュ大統領から諮問委員会に対し、歳入中立のもとの税制改革の検討が指示された。これに基づき、諮問委員会においては、米国政府（財務省）が公表している今後10年間の歳入見積りとほぼ同一（上下0.5%以内）の歳入が見込まれることを前提に、税制改革案を策定したものとしている。

（参考） 政府が公表している歳入見積りにおいては、ブッシュ減税の恒久化を前提としている。

2. 現行税制の複雑さ

现行税制の複雑さの具体例として、主に以下のものが指摘されている。

(1) 代替ミニマム税の存在により、納税者が2通りの計算方法で申告書を作成しなければならないこと

（参考） 代替ミニマム税

代替ミニマム税は、節税手段を持つ高額所得者にも一定の税負担を求め、税負担の公平を確保することを目的に、1969年に導入された制度である。代替ミニマム税は、通常の所得税とは控除等の内容が異なり、また、税率は26%と28%の2段階となっている。

代替ミニマム税が適用される納税者は、まず、通常の所得税の税額を計算した上で、代替ミニマム税の税額計算も行い、どちらか高い方の税額を納税しなければならない。

報告書公表当時には、時限措置として、代替ミニマム税の基礎控除額が引き上げられており、適用者は500万人程度であったが、2006年には、適用者が2000万人に上り、多くの中所得者が対象となるとみられており、節税を行う高額所得者に応分の税負担を求めるという当初の目的を逸脱するものであると指摘されている。

(2) 各種所得控除や税額控除の高所得者への適用を限定するために、フェーズアウト措置（控除額が所得に応じて遞減する制度）が設けられているが、こうした措置が多数存在することにより、限界税率が複雑な構造となっていること

（参考） フェーズアウト措置のある現行制度（主なもの）

人的控除、項目別控除⁴（総額について、フェーズアウト措置あり）、子女税額控除、勤労所得税額控除

(3) 試験研究費税額控除や国内製造所得に係る控除など、多種多様な租税特別措置があること

³ 本章における記述は、基本的に税制改革諮問委員会報告書の記述をもとにしているが、一部、その他の資料及び現地出張調査による聴取内容により補足している。

⁴ 紳士者の実際の支出項目を踏まえて算出された項目別控除。現行の制度では、医療費、住宅ローン利子、慈善寄付金、支払地方税額等の控除がある。

3. 個人所得課税に係る諮問委員会の提案の概要

(1) 人的控除、概算控除及び子女税額控除の一部等を統合した上で、「家族税額控除」として税額控除化を提案。

(参考) 現行税制においては、例えば子どものための控除について、所得控除である人
的控除(一人当たり 3200 ドル (2005 年))、子女税額控除、教育費に係る税額
控除など、多様な制度が混在。

(2) 現行制度において、低所得者層に対する社会保障給付として機能している
「勤労所得税額控除⁵」及び「子女税額控除のうち、低所得者に給付される歳
出措置の部分」を統合し、「就労税額控除」とすることを提案。

(3) 代替ミニマム税を廃止するとともに、その財源として、以下のように、高所
得者層を主たる対象とした租税優遇措置の廃止ないし規模の縮小を提案。

- ・ 納税者が支払った地方税に係る控除を廃止
- ・ 現状、所得控除とされている住宅ローン控除を、税額控除化
- ・ 雇用主が負担する健康保険料について、一定の上限を超える部分を、被
用者の所得として課税
- ・ これまで全額が所得控除となっていた慈善寄付金控除について、所得の
1 %を超える分について所得控除するものとする。(いわゆる「足切り」
の設定)

4. 法人所得課税に関する提案の概要

(1) 現行の制度では、研究開発費、歴史的建造物の修復費、国内製造活動に関する
優遇措置など、多様な租税優遇措置があり、こうした租税優遇措置が経済
に歪みを生じさせていることから、約 40 種類の租税優遇措置の廃止を提案。

(2) 法人課税される事業体 (C 法人)、構成員課税される事業体 (S 法人、パー
トナーシップ、L L C 等) の間で課税関係の違いにより、投資家による投資
先の選択に歪みが生じてしまっている。こうしたことから、各種事業体の課
税上の取扱いを、より一律化することで、租税回避の可能性を減らすとともに、
より経済効率的な税制とすることを提案。

⁵ 勤労所得税額控除は、低所得者層のみを対象に、勤労所得の最大 40%(夫婦子 2 人の場合)を税額控除し、税額の計算の結果税額が負となる場合には、その差額を還付するもの。低所得者について、勤労インセンティブを失わせずに給付を行う、社会保障給付の役割を持つ制度となっている。

5. 消費を課税ベースとする税制

- (1) 諮問委員会においては、消費を課税ベースにする税制の類型として、我が国の消費税のような付加価値税（VAT）のほか、小売売上税、フラットタックス（勤労所得と法人所得に同率で課税し、利子・配当等の金融所得には課税しない税制⁶）や、消費所得税（所得税を計算する際、所得から貯蓄を除いたものに課税する税制）などが検討された。
- (2) 報告書では、消費を課税ベースとする税制は、税額の計算を簡素化することが可能であるほか、貯蓄及び投資を促進するというメリットがあり、経済成長にとって望ましいとしている。
- (3) こうした考え方のもと、提案の第②案「成長及び投資税制案」は、消費を課税ベースとする税制を志向するものとしているが、
- ・ 企業の設備投資を費用に計上し、支払利子を損金算入しない一方で、
 - ・ 個人の受取利子等については 15% の税率で課税する
- としている。

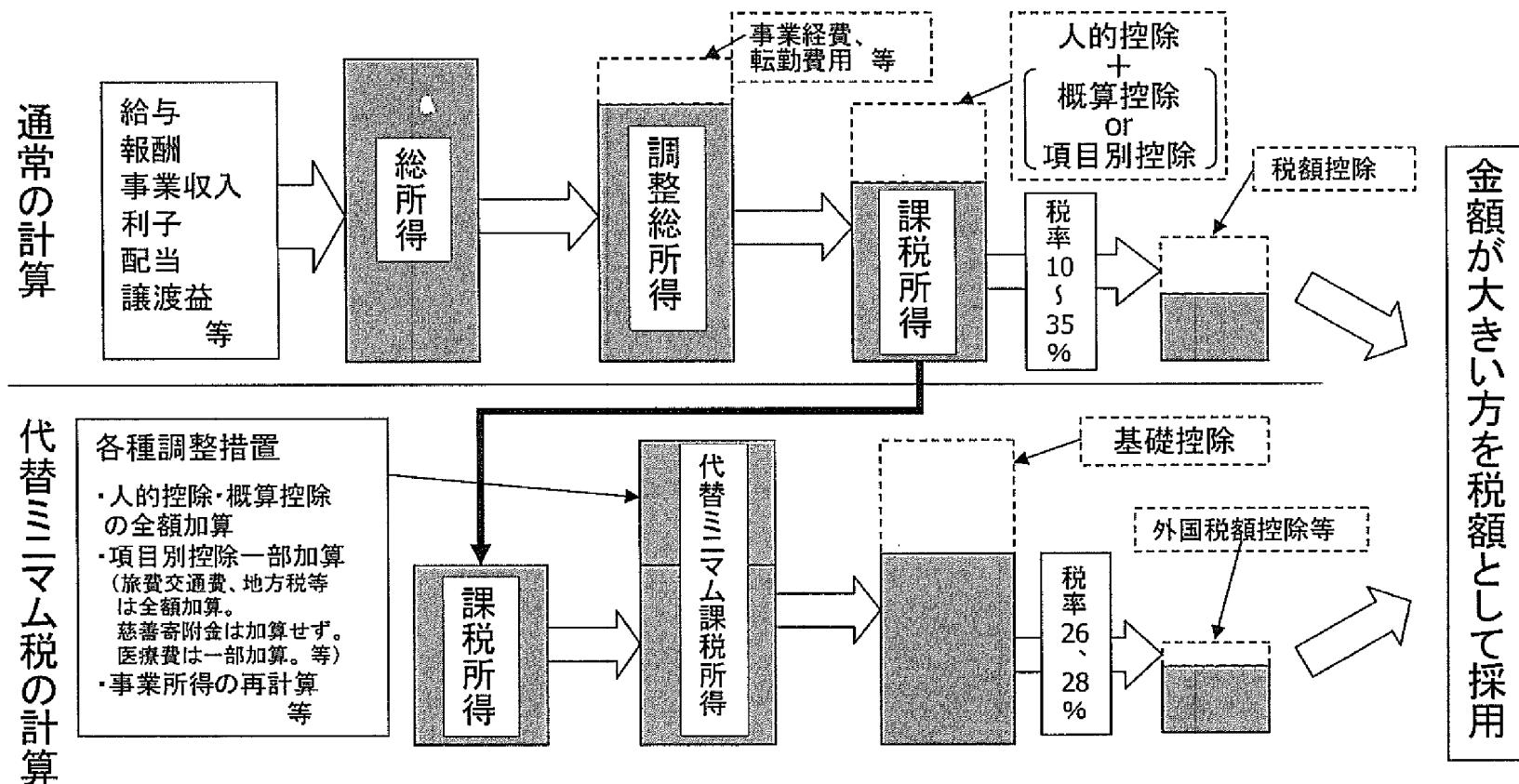
6. 付加価値税（VAT）

付加価値税について、「諮問委員会において、導入を提案することについて委員の合意に達することはできなかったが、更に議論を深めるに値する選択肢である」として、以下のように、導入のメリット・デメリットを検討。

- ・ 付加価値税は、所得課税に比べて以下の点で優れており、経済効率的。
 - ✓ 経済に与える負荷が小さい。
 - ✓ 貯蓄を課税ベースとしないため、貯蓄を促進する。
 - ✓ 投資を費用化するため、投資を促進する。
 - ✓ 勤労性所得や法人所得に負担が集中しないことから、労働・技術革新への意欲を阻害せず、国際競争力にも資する。
 - ✓ 執行コストが低い。
- ・ 単一税率の付加価値税の導入は、租税回避行為を減らす。一方で、非課税品目を多数設けたり、複数税率を採用すると、租税回避行為を招きやすい。
- ・ 付加価値税の導入に当たっては、州政府の小売売上税との調整が大きな問題である。
- ・ 一部の委員は新税である付加価値税を導入すると将来的な税負担の増加につながるとの懸念を示した。

⁶ この他、企業の設備投資等を即時費用化することと、支払利子を損金算入しないこと等が併せて行われる。

アメリカの個人所得税制と代替ミニマム税



報告書における個人所得税の改革提案

	現行（2005年）	案①「簡素な所得税制案」	案②「成長及び投資税制案」																																																
税率	10、15、25、28、33、35%の6段階 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>独身</th><th>夫婦</th><th>税率</th></tr> <tr><td>0~</td><td>0~</td><td>10%</td></tr> <tr><td>7,300~</td><td>14,600~</td><td>15%</td></tr> <tr><td>29,700~</td><td>59,400~</td><td>25%</td></tr> <tr><td>71,950~</td><td>119,950~</td><td>28%</td></tr> <tr><td>150,150~</td><td>182,800~</td><td>33%</td></tr> <tr><td>326,450~</td><td>326,450~</td><td>35%</td></tr> </table>	独身	夫婦	税率	0~	0~	10%	7,300~	14,600~	15%	29,700~	59,400~	25%	71,950~	119,950~	28%	150,150~	182,800~	33%	326,450~	326,450~	35%	15、25、30、33%の4段階 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>独身</th><th>夫婦</th><th>税率</th></tr> <tr><td>0~</td><td>0~</td><td>15%</td></tr> <tr><td>39,000~</td><td>78,000~</td><td>25%</td></tr> <tr><td>75,000~</td><td>150,000~</td><td>30%</td></tr> <tr><td>100,000~</td><td>200,000~</td><td>33%</td></tr> </table>	独身	夫婦	税率	0~	0~	15%	39,000~	78,000~	25%	75,000~	150,000~	30%	100,000~	200,000~	33%	15、25、30%の3段階 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>独身</th><th>夫婦</th><th>税率</th></tr> <tr><td>0~</td><td>0~</td><td>15%</td></tr> <tr><td>40,000~</td><td>80,000~</td><td>25%</td></tr> <tr><td>70,000~</td><td>140,000~</td><td>30%</td></tr> </table>	独身	夫婦	税率	0~	0~	15%	40,000~	80,000~	25%	70,000~	140,000~	30%
独身	夫婦	税率																																																	
0~	0~	10%																																																	
7,300~	14,600~	15%																																																	
29,700~	59,400~	25%																																																	
71,950~	119,950~	28%																																																	
150,150~	182,800~	33%																																																	
326,450~	326,450~	35%																																																	
独身	夫婦	税率																																																	
0~	0~	15%																																																	
39,000~	78,000~	25%																																																	
75,000~	150,000~	30%																																																	
100,000~	200,000~	33%																																																	
独身	夫婦	税率																																																	
0~	0~	15%																																																	
40,000~	80,000~	25%																																																	
70,000~	140,000~	30%																																																	
利子所得	通常税率で総合課税	通常税率で総合課税																																																	
配当所得		非課税 (内国法人の国内事業に係る部分のみ)																																																	
長期キャピタルゲイン	配当、長期キャピタルゲイン（1年超保有）は、5%、15%の軽減税率を適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式に係るキャピタルゲイン（1年超保有）は利益の4分の1を所得に算入。 ・ その他のキャピタルゲインは通常税率で総合課税。 	15%の税率で課税																																																
人的控除	人的控除…1人 3,200 ドルの所得控除																																																		
概算控除	定額の所得控除（項目別控除との選択制） 夫婦共同申告：10,000 ドル 独身 : 5,000 ドル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的控除、概算控除、子女税額控除、HOPE 税額控除、生涯教育費税額控除等を廃止し、家族税額控除に一本化。【税額を超えての還付は無い】 ⇒夫婦 3,300 ドル、独身者 1,650 ドル、子供（フルタイムの学生を含む）1人当たり 1,500 ドル、その他の扶養親族 1 人当たり 500 ドルの税額控除 ・ 現在の項目別控除は、全申告者が利用可能に。 																																																	
授業料等税額控除	HOPE 税額控除及び生涯教育費税額控除の選択制																																																		
子女税額控除 (一部還付可能)	子供1人 1,000 ドルの税額控除 子女税額控除のうち、勤労所得が11,000 ドルを超える部分の 15%は税額を超えて還付可能	就労税額控除として組み換え 【当該税額控除により税額が負となる部分を還付】 基礎部分（家族税額控除-税額控除前税額）を上限とする <ul style="list-style-type: none"> ・ 子0人家庭 …勤労所得の 7.65%（最大 399 ドル）の税額控除 ・ 子1人家庭 …勤労所得の 34%（最大 2,120 ドル）の税額控除 ・ 子2人以上家庭：勤労所得の 40%（最大 3,200 ドル）の税額控除 上乗せ部分（子持ち家庭のみ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 子1人家庭 …勤労所得額が 6,235 ドルを超える部分の 34%（最大 1,450 ドル）の税額控除 ・ 子2人以上家庭：勤労所得額が 8,000 ドルを超える部分の 40%（最大 2,600 ドル）の税額控除 																																																	
勤労所得税額控除 (全額還付可能)	子0人家庭 …勤労所得の 7.65%（最大 399 ドル）の税額控除 子1人家庭 …勤労所得の 34%（最大 2,120 ドル）の税額控除 子2人以上家庭…勤労所得の 40%（最大 4,400 ドル）の税額控除 (投資所得が2,700 ドル未満であることが要件となっている。)																																																		
代替ミニマム税	税率 : 26、28% 基礎控除:58,000 ドル(夫婦共同申告)	廃止																																																	
住宅ローン利子控除	項目別控除選択者のみ 適用可能（全申告者の約3割）	居住用住宅の取得のための借入金（上限 100 万ドル）の利子を所得控除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅ローン利子の 15% の税額控除に組み替え ・ 各地域における平均住宅価格（227,000 ドル～412,000 ドル）を上限とする。 ・ 全納税者が利用可能 																																																
地方税に係る控除		州・地方政府の所得税等の全額を所得控除	廃止																																																
慈善寄附金控除		慈善寄附金の全額を所得控除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得の 1 % を超える部分を所得控除 ・ 全納税者が利用可能 																																																
雇用主負担の健康保険料に係る非課税措置	雇用主が負担する健康保険料についてには被用者の所得に算入しない。	健康保険料の非課税枠に上限を設定 (家族は 11,500 ドル、独身者は 5,000 ドル)																																																	
貯蓄優遇	15種類の貯蓄優遇規定（401k、IRA、ロス IRA 等）	企業年金勘定、個人年金勘定、家族貯蓄勘定の3種類に統合																																																	

アメリカにおける主な事業体の税制上の取扱い

	法人		パートナーシップ
	C 法人	S 法人	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> 内国歳入法上、自動的に法人に分類されるものとして列挙される事業体(州法に準拠して設立される法人、保険会社、銀行等) それ以外の事業体のうち、チェック・ザ・ボックス規則により法人としての取扱いを選択した事業体。 	<ul style="list-style-type: none"> 出資者が100人以下で2種類以上の株式を発行しない等の要件を満たす事業体のうち、S 法人としての取扱いを選択した事業体。 	<ul style="list-style-type: none"> 内国歳入法上、自動的に法人として分類されるものとして列挙される事業体以外(GP、LP、LLC等)のうち、チェック・ザ・ボックス規則により、パートナーシップとしての取扱いを選択した事業体。
税制上の取扱い	法人課税		構成員課税
申告書数	約 211 万	約 315 万	約 224 万

(備考) 申告書数は、IRS, Statistics of Incomeに基づく。

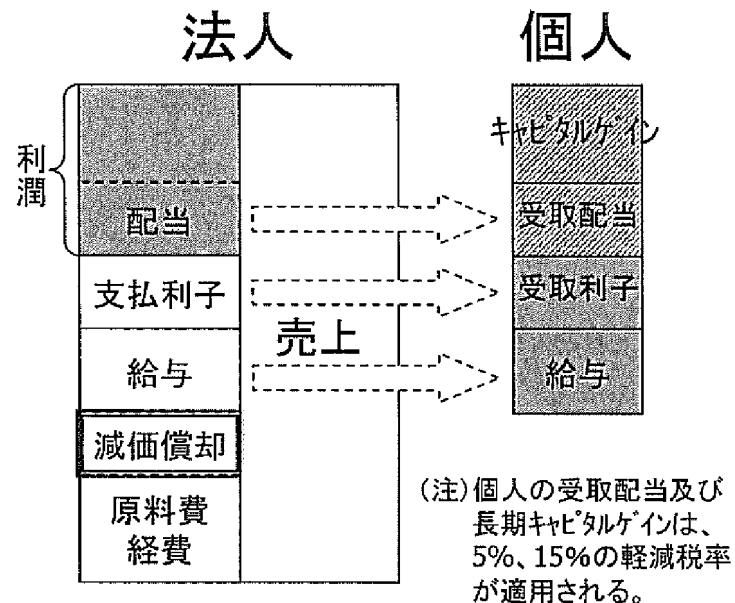
報告書における法人税の改革提案

	現行税制	簡素な所得税制案		成長及び投資税制案
		大企業	中小企業	
年間売上規模 (過去3年間の平均)	—	1000万ドル超	1000万ドル以下	—
法人税率	35%	31.5%		30%
代替ミニマム税	税率：20% 基礎控除：40,000ドル	廃止		
事業体の取扱い	チェック・ザ・ボックス規則やS法人制度により、多くの事業体が構成員課税を選択できる	組織形態に関わらず法人課税	パートナーシップ等の取扱いについて、ルールの統一化を図るべきとしているものの、具体案は示していない。	個人事業主を除き、一律税率30%で課税
減価償却	機械設備：6類型 建物：2類型 等 小規模事業者については最大10.5万ドル（2005年）の即時償却枠有り	4類型に簡素化 個別資産ごとに管理	4類型に簡素化 但し、売上規模100万ドル未満の小企業は土地・建物を除き即時償却。	土地・建物も含めて全て即時償却
利子の取扱い (金融機関以外)	受取利子：課税 支払利子：損金算入	受取利子：課税 支払利子：損金算入		受取利子：非課税 支払利子：損金不算入
租税特別措置	多様な租税特別措置が存在 ・ 試験研究費税額控除 ・ 国内製造所得に係る控除制度等	原則として全て廃止 (支払地方税額についても損金不算入)		
国際課税	全世界所得課税方式 ・ 国外源泉所得も課税対象（外国税額控除により調整）	国外所得免除方式 ・ 実質的な事業活動による国外源泉所得は課税しない。		仕向け地課税方式 ・ 輸出品は、製造コストに係る法人税額を輸出時に還付。 ・ 輸入品は、損金不算入又は輸入時に課税

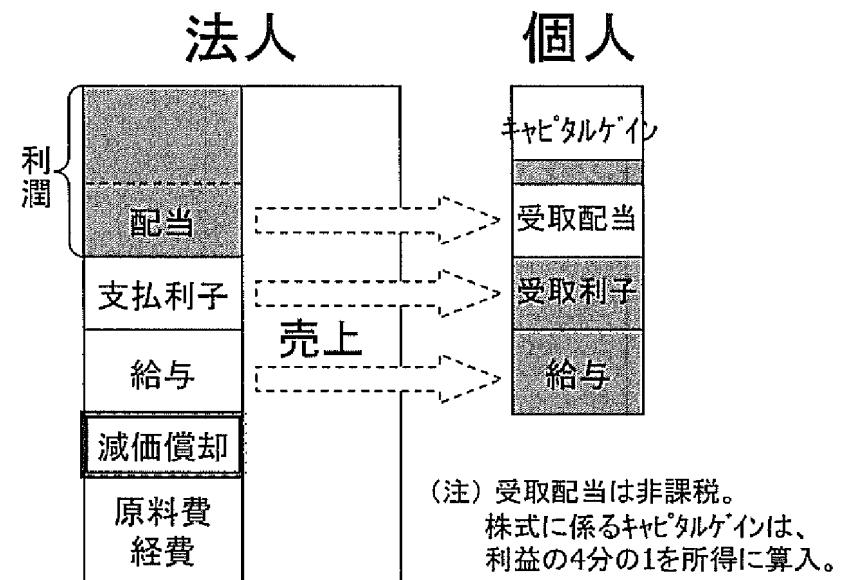
現行税制と第①案「簡素な所得税制案」の課税対象のイメージ

 課税対象

現行の米国法人税及び所得税

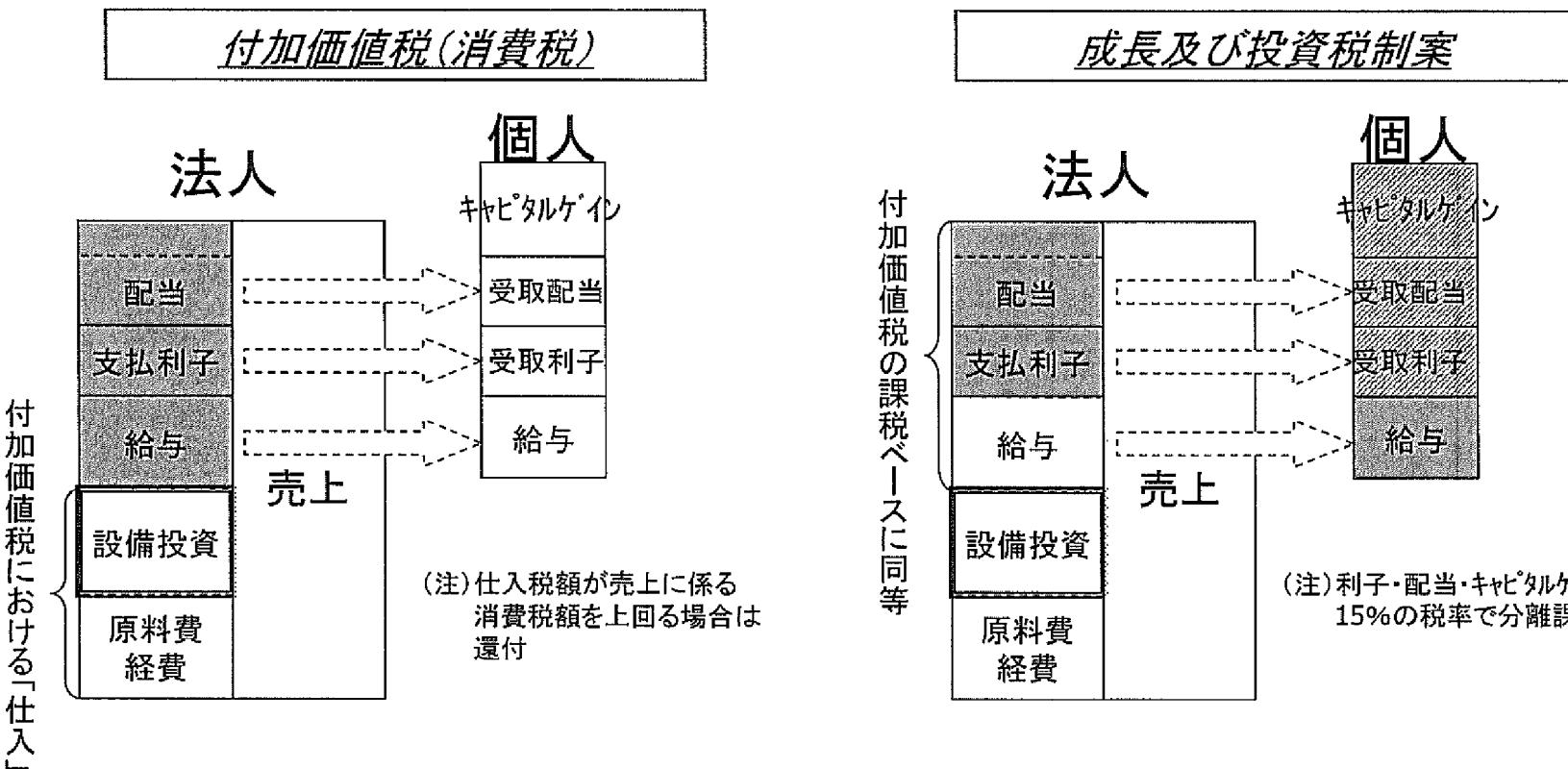


簡素な所得税制案



付加価値税と第②案「成長及び投資税制案」の課税対象のイメージ

 課税対象



○2007年度大統領予算教書(2006年2月6日)

「大統領は、連邦税制をより簡素・公平・成長促進的なものとするための改革の必要性を強調してきた。」

○財務省発表の予算教書解説(ブルーブック)

「米国民には、刻々と変化する 21 世紀の経済に対応し、簡素・公平・成長促進的な税制を希求する権利がある。税制は、納税者が、税制がもたらす歪みを離れ、経済的便益に基づいて判断できるものであるべきである。二大政党が団結して取り組んだ税制改革諮問委員会の報告書は、現代経済の必要性に対応した税制を確立する方法に係る議論のための強固な土台を提供した。」

大統領は、こうした方向に適ういくつかの税制改正案を提案した。予算教書は、健康保険に係る優遇措置の適用対象を拡大し、全ての米国民の貯蓄を促進し、起業家による投資を促し、資本コストの低減により競争力を増大させる提案を含んでいる。また、財務省は、今後数ヶ月間(in the coming months)、税制改革の研究を続け、一般国民との意見交換を行っていくだろう。」